

令和3（2021）年 11月12日

## 学位（博士・経済学）申請論文 審査報告書

〈学位申請者〉 氏名 王 思健 学生番号 G7D1012017

〈論文題名〉 中国における農業発展に関する研究  
～中国東北農村を中心として～

〈審査委員〉

主査 拓殖大学政経学部教授 浜口 裕子

副査 拓殖大学政経学部教授 松井 謙一郎

副査 拓殖大学政経学部教授 高橋 大輔

副査 拓殖大学経済学研究科客員教授 田中 修

## I. 論文の主旨

いうまでもなく農業は国民生存に不可欠なものである。特に中華人民共和国は毛沢東による農民革命・農村革命によって成立した経緯もあり、農業は中国の建国の礎とされており、これまでも基幹産業として大きく発展してきた。本論文は、特に中国東北部において申請者自身が行った実態調査にもとづいて、中国の農業・農村・農民における発展の過程・既存の問題・生活の変化等を実証的に分析するものである。

中国農業や農村研究において、農村実態調査をもとに分析をすることは、日本では戦前にはさかに行われてきた。また毛沢東の革命論も自身の行った農村実態調査に基づいて考案されており、中国農村を実態調査から分析する必要性と意義は、歴史的にも広く認識されている。しかし戦後の社会主義中国においては、こうした実態調査の実施そのものが困難になり、ようやく文革後になってこのような実証的研究の価値が再認識され、いくつかの重要な研究成果が出されるようになった。

申請者はこれまでの中国農村研究を参考にしつつ、自身が実際に手がけることができる農村を選定し、その実態調査を軸に中国の農業政策の展開とその成果を実証的に追った。

本論は、三つの部分に分けられる。一つ目は、第一章、第二章、であり、ここでは主に中国農業制度の変遷を分析する。第一章では、新中国樹立前から新中国樹立後の改革開放までの土地制度を中心に中国農村の実態と課題を歴史の変遷から分析した。第二章では、安徽省鳳陽県小崗村の資料と申請者自身が2018年に実施した吉林省敦化市の調査に基づき、改革開放後の中国農業において最大の重要政策の一つである「家庭生産請負責任制」に関して分析する。ここで、家庭生産請負責任制とはどういう政策で、どのように実施され、どの程度成功したかをめぐって、家庭生産請負責任制政策実施時の方法や課題、実施後の結果をまとめ、分析する。

二つ目は、第三章である。ここで、現行の家庭生産請負責任制の下で明らかになった非効率的な生産性などの問題の解決のため、家庭生産請負責任制下で生まれた「農民專業合作社」の分析を行った。ここにおいても、その実施過程や効能について、実際の調査にもとづいて、成功例と失敗例をあげ、申請者にしかできない分析を行う。

三つ目は、第四章である。ここではこれまで申請者自らが実態調査を重ねてきた中国吉林省敦化市と日本の秋田県北秋田市の比較を試みた。そこから日中両国の農村の現状比較を通じて、日中両国農村の既存の問題を検討した。

結論でこれまでの議論をふり返りつつ、中国農村と農業政策の課題をまとめた。

## II. 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

### 序論：中国における農業発展の研究の意義と方法

#### 第一節 中国農業

#### 第二節 研究の方法

### 第三節 本稿の課題

## 第一章 中国の現代農業の歴史的考察

### 序 論

#### 第一節 新中国建国初期の土地改革

- (一) 土地改革の背景
- (二) 土地改革の進行
- (三) 土地改革の意義

#### 第二節 人民公社化

- (一) 互助組
- (二) 初級農業生産合作社
- (三) 高級農業生産合作社
- (四) 人民公社化の時期

#### 第三節 1978年以後の中国農業

- (一) 家庭生産請負責任制の開始期
- (二) 家庭生産請負責任制の安定期
- (三) 家庭生産請負責任制の深化期

### 結 論

## 第二章 中国における家庭生産請負責任制と農業発展

### 序論

#### 第一節 家庭生産請負責任制の確立

- (一) 安徽省鳳陽県での家庭生産請負責任制の開始
- (二) 家庭生産請負責任制の種類

#### 第二節 家庭生産請負責任制導入による中国農村の変化

- (一) 敦化市の地理的環境
- (二) 敦化市の土地制度の変化
- (三) 敦化県翰章公社における家庭生産請負責任制

#### 第三節 農民專業合作社

- (一) 農民專業合作社の提起
- (二) 農民專業合作社の発展の見通し

### 結 論

## 第三章 中国における農民專業合作社の変容

### 序 論

#### 第一節 中国農民專業合作社の概況

- (一) 改革開放後の農民生活の変容
- (二) 農民專業合作社の発展状況

#### 第二節 農民專業合作社の分類

- (一) 協力・調整型合作社
- (二) 株式型合作社
- (三) 「協力・調整型合作社」と「株式型合作社」の比較

#### 第三節 敦化市における農民專業合作社の実態調査

- (一) 敦化市の農民專業合作社の概況
- (二) 実例分析
- (三) 発展の見通し

#### 結 論

### 第四章 中国と日本における農村の比較—実態調査からみた現状の比較

#### 序 論

##### 第一節 耕地と人口

- (一) 土地制度
- (二) 耕地の変遷
- (三) 人口の動態
- (四) 戸籍制度

##### 第二節 農家の生活

- (一) 市郷鎮村（市町村）の合併
- (二) 農業と農家生活

##### 第三節 少子高齢化と過疎化

- (一) 少子高齢化の現状および対策
- (二) 中国の敦化市と盤錦市
- (三) 日本の北秋田市の過疎化

##### 第四節 農業と発展

- (一) 断続的な労働力不足
- (二) 農業人材不足

#### 結 論

### 第五章 結 論

#### 第一節 中国農業政策の変遷

- (一) 改革開放に至るまで
- (二) 改革開放以後の農業政策

#### 第二節 農村の課題

#### 補論：実態調査結果（部分）

#### 参考文献

### Ⅲ. 本論文の概要

本論文は、申請者自身が行った実態調査を軸に、中国の農業・農村・農民における発展

の過程・既存の問題・生活の変化を分析するものである。それは、次の三つの視点から考察される。

一つめは、中国農業政策の変遷である。ここではマクロ的な視点で中国の農業政策がどのように変遷したかを分析する。具体的には、①1949年10月の新中国樹立前の土地改革、及び新中国樹立後から1978年12月の改革開放までの農村の社会主義改造の過程（いわゆる、封建的所有制から社会主義公有制に変わる過程）と意義、②現在も、実施されている家庭生産請負責任制の成果と限界、③家庭生産請負責任制実施過程で作られた農民專業合作社の現状、を追う。

二つめは、ミクロ的な視点で、中央集権的行政制度が実施されている中国における農業政策において、農民の意識や生活の変化を分析する。ここで、①村で政策がどのように実施されたか、②国家の新政策に対して、農民がどのように考えたか、③農民專業合作社にはどのような問題が存在しているか、などを考察する。

三つめは、日中両国の農村の比較を通じて、比較分析により中国農村の既存問題を分析する。そこから、①日中両国における農業・耕地・人口に関する政策の比較、②両国農村における所得格差などの既存問題、③両国農村の過疎化問題の形成過程・原因とその緩和政策がどのようなものであるか、等を検討する。

序論では中国において農業政策がいかに重要なものであるかが確認され、研究の方法として実態調査を行い、これを分析の中核におくこと、ならびにこうした方法をとった既存の研究成果とその研究方法の意義が指摘される。そして本研究では、特に吉林省敦化市と遼寧省盤錦市、の実態調査がなされること、また中国農村の比較対象として日本の北秋田市の調査を行ったことが述べられ、調査内容と方法が紹介される。

本論は、大きく三つの部分に分けられる。第一の部分は、第一章、第二章、であり、主に中国農業制度の変遷を分析する。ここで土地改革による社会主義的改造政策、人民公社の成立といった流れを追い、改革開放以降の重要政策である家庭生産請負責任制の成立とその成果に関して実態調査にもとづいて分析した。第二の部分は、第三章である。ここで、現行の家庭生産請負責任制度の下で出てきた非効率的な生産性などの問題を解決するため、家庭生産請負責任制度に基づいて発展してきた農民專業合作社に対する分析を行った。第三の部分は第四章である。ここでは日中両国の農村の現状比較を通じて、日中両国農村の直面する問題を検討した。

第一章では、新中国樹立前から新中国樹立後の改革開放までの土地制度を分析した。解放前の中国は封建的土地制度にあり、少数の地主が土地を独占し農民は搾取される状況にあった。土地改革によりこうした制度は否定され、農民も土地所有権が認められた。これが社会主義中国の建国の礎となった。初期の中華人民共和国では、農民の土地所有が認められ、この時期中国社会では「私有」が促進された。その後の社会主義的改造によって、「私有」は「公有」に変わっていく。そこで、まず、「私有」が認められた土地改革に注目し、その背景と実施過程を概観、意義を検討した。次に、「私有」が「公有」に変更された

過程、いわゆる「人民公社」が成立した過程を追い、中国がどのように独自の社会主義の道を模索したかを検討し、その経験と教訓を総括した。最後に、1978年の改革開放以後実施された家庭生産請責任制が出てきた背景を探った。

本章の結論は次のとおりである。(1) 土地改革を通じて、1949年10月の中華人民共和國建国により、中国の土地制度は封建的土地所有制から土地私有制に移行した。しかし1951年からの社会主義改造により、土地私有制は公有制に変わった。この時期の中国は「共同化」「公有」を強調した時期である。(2) 1978年12月の改革開放以後の時期は社会主義の枠内で「個別」「私有」を認め促進した時期であった。

第二章では、家庭生産請責任制発祥の地である安徽省鳳陽県小崗村の既存資料と2018年11月に申請者が実施した吉林省敦化市の調査に基づき、改革開放後の中国農業において最大の重要政策の一つである家庭生産請責任制とはどういう政策で、どのように実施され、どの程度成功したかをとりあげた。特に家庭生産請責任制政策実施時の方法や課題、実施後の結果をまとめ、分析した。さらに、当時の状況を知る敦化市の村人の生の声を聞くことにより、この政策の実態を明確させ、同時に、今後の中国が中国独自の社会主義の下で、どうしたら農業を発展させることができるのか探った。

本章の結論は次のとおりである。(1) 敦化市の翰章郷は1980年代はじめに家庭生産請責任制を実施した結果、農産物生産量と農民の収入が明らかに変化した。特に農民の収入は倍になった。このような大きな成果を得た主な要因は、多く働いた者が多く収入を得る分配原則が農民の生産に対する積極性を向上させたためである。(2) 家庭生産請責任制の発展に伴って、限界も出てきた。各家庭単位の生産を核とする家庭生産請責任制では土地等の集中管理が困難になり、効率が悪い。請負の土地面積は固定されており、農民の拡大再生産を制約している。

第三章では、まず、中国農民專業合作社の發展状況を紹介し、中国農民專業合作社が日本の農業協同組合と比べ、異なるところを示した。次に、既存研究が示す農民專業合作社のいくつかのパターン(類型)を紹介した。これをふまえ2019年6月に申請者が実施した吉林省敦化市の農民專業合作社の調査に基づき、申請者自身の考案した二つの「型」-「協力・調整型合作社」と「株式型合作社」の二つを提示し説明した。また、実態調査を行った合作社の事例を挙げて、「協力・調整型合作社」と「株式型合作社」の実態を明らかにした。最後に「株式型合作社」の成功例と失敗例を取り上げ、比較することにより、農民專業合作社にどういった問題点があるかを検討した。

本章の結論は次のようにまとめられる。(1) 中国の農民專業合作社は2007年から順調に發展しているが、日本の農業協同組合と比べ、組織の規模が小さく、農業就業者の加入率も低い。(2) 「協力・調整型合作社」と「株式型合作社」の比較を通じて、利益共同体的な合作社は「協力・調整型合作社」のように単なる互助的意識を糧にして維持している合作社より効率的に發展することが分かった。「協力・調整型合作社」は入社社員に一定の技術指導・資材購入や販路開拓などのサービスを提供するが、社員の個別農家自主經營

が前提で、自ら損益の責任を負うという合作社である。「株式型合作社」は入社社員が現金のほか、現物（農具や農業機械など）、知的財産権、土地経営権等を資産評価して株式化することにより出資し成立させた合作社である。「株式型合作社」の経営方式は株主である社員は共同経営を行って、出資比率に応じて利益を配分する。「協力・調整型合作社」と「株式型合作社」の相違点は①社員が株主であるかどうか、②出資の比率によって、配分があるかどうか、である。（3）申請者は実態調査により、成功した合作社（Ⅹ 農産品産銷合作社）と運営に失敗して解散した合作社（Ⅴ 養蜂專業合作社）の成功と失敗の原因を分析した。その結果、慎重な契約と社員間の交流が合作社の発展に不可欠の条件であり、「共通利益+契約」型の合作社より、「共通利益+契約+互助意識」型の合作社の方が順調に維持・発展できるという結論を出した。

第四章では、まず、中国と日本における土地制度を比較して異同点を整理した。次に実態調査の結果に基づき、中国の敦化市および盤錦市と日本の北秋田市における農村の耕地・人口・市の合併・少子高齢化の現状と農家の生活状況を整理・分析した。最後に、敦化市と盤錦市の農業就業者の所得差の問題と北秋田市の農村の過疎化問題の原因の分析を通じて、農産物の生産量の上昇と生産コストの削減以外で農業就業者の所得がどうすれば伸びるのか、なぜ中国の盤錦市が中国の敦化市と日本の北秋田市と異なり、農村の人口が増加傾向となったのか、過疎化を止める方向はあるのか、を分析した。

本章の主な分析結果は次のとおりである。（1）農業は他の産業と結び付けて発展させることが有効である。盤錦市の例では、水田施設を利用して、モクヅカニの養殖を行った。農業に水産業を結びつけ、盤錦市は同じ東北地区の敦化市よりも、また全国と比較しても農村住人の平均所得が目に見えて高くなり、その結果人口も増えた。申請者はこれにより農業就業者の所得格差問題を緩和するためには、単なる農業のみの発展ではなく、実情を踏まえて他の産業と結び付けて発展させることが効果的であることが実証された、とする。また（2）農村人口の動態は所得の動態と関係があることを証明する。（3）日本の北秋田市の農村の過疎化問題の原因を分析した上で、中国の敦化市および盤錦市の現状を踏まえて、農業就業者の所得の向上が過疎化を止めることに効果があることも検証した。（4）中国では都市と農村を厳格に分ける戸籍制度等により農村部の労働力過剰や地域間格差が生み出されていたが、近年戸籍制度も緩和され、農村過剰労働力の移転を促す政策が実施されている。ただ申請者が2021年2月に実施した実態調査（電話等使用）からは、東北地方の一部農村では「断続的な労働力不足」に直面しており、労働力移転を均一化することの難しさが浮き彫りになった。申請者はその解決策の一つとして、農民向けの労働力雇用情報の収集・処理・発布を行う政府機関・民間機構の必要性を説く。

結論で申請者はこれまでの議論をふまえて、再度、中国の農業発展の歴史を振り返り、国家発展の根本は農業にあり、農業の根本は農民であり、農業発展の根本は農民（農業就業者）の農業従事に対する積極性をどのように引き出すかである、とする。さらに、農業の発展のためは事実に基づいて各地の実情に見合った措置をとらなければならない、という

ことも強調する。

中央1号文件においては2004年以降18年連続で三農問題（農民・農業・農村）が取り上げられてきた。この点からも中国がいかにこの問題を重視しているかが明らかである。これらの中央1号文件を再度検討し、申請者なりの現代中国の農村の課題を、農民所得、農村労働力、食糧安全保障の三点にまとめ、その解決策としての農業政策の方向性を探った。中央1号文件では農民の所得の向上のために、国家的支援、農村内部の産業構造調整、農村の外部収入の増加、といった政策実施が掲げられている。しかし申請者が行った実態調査によれば一部の農民は依然として生活が苦しく、問題の解決には至っていない。

さらに国家にとって最も重要なことは、食糧安全保障（食糧の安定的供給）であり、これに関する政府の施策にもふれる。耕地面積の保障、地力低下の改善、水利施設の整備、農業先進技術の開発と導入、こうした施策がすでに国家的に始動している。

とはいえ申請者が実態調査をした中国東北地区では、都市と農村の所得格差、少子高齢化、断続的な労働力不足、等の問題があり、さらに中国全体でも近年農地劣化を要因として食糧自給率が落ちているということも指摘されており、こうした点をも視野に入れた有効な政策を出さねばならないと結論する。

#### **IV. 論文の総合評価**

##### **論文提出までの経緯**

学位申請者は、2015年4月に本学経済学研究科博士前期課程に入学し、2017年3月に修了、4月より経済学研究科博士後期課程に進学、修了に必要な単位を取得し、外国語（日本語）検定試験にも合格している。

申請者は博士後期課程入学以降、2017年10月19日、2018年10月18日、2019年10月17日、2020年10月15日と毎年、博士論文中間発表会で本テーマに関する報告を行い、これを本学『経済学研究』に投稿し、指導を受けている。論文提出時には、公刊論文4本、博士論文中間発表会での口頭発表が4回の業績があった。本論文はこれらをまとめたものである。

学位申請論文は2021年4月15日に提出され、16日の経済学研究科教務委員会で受理が適切と判断され、4月23日の経済学研究科委員会で承認、受理が決定、審査委員会が立ち上げられた。これを受けて審査委員会（委員長・浜口裕子）が立ち上げられ、1回目の論文審査会が2021年6月1日に行なわれた。その後10月初旬に修正した論文が提出され、10月19日の2回目の審査会で、学位論文として妥当と判断された。続いて博士論発表会が、2021年11月12日に実施され、最終試験（面接）が同日に行われた。

##### **論文の審査結果**

審議の結果、審査員は全員一致で「合格」と判定した。

## V. 審査所見

農業は中華人民共和国の建国の礎であり、現在でも国家の根幹をなす重要問題であることは、他言を待たない。近年の中国のめざましい経済発展は、ともすれば中国が巨大な農村と農民の上に成り立っている国家であることを忘れさせるが、農業問題・農民問題は、中国の歴史において常に政治や経済の「動力」となってきた。申請者の研究は、中国の農村の実態を把握し、農業政策の展開とその有効性を明らかにし、さらなる農業発展をとげるための分析と考察を行った意欲的な内容である。

第一章において新中国樹立前から新中国樹立後の改革開放までの土地制度の変容を追う。中国の歴史は急進的な路線と穏健な路線とが交互に来るということが政治や外交では分析されているが、申請者の研究で農業政策でも「共同化」「公有」を強調する時期と、「個別」「私有」を認め促進した時期とが交互に来ることが示され、妥当で興味深い分析となった。

第二章で主たる分析対象としている「家庭生産請負責任制」に関しては、中国において膨大な議論と研究があるが、申請者はこれらを踏まえた上で、全体的な統計数値を示す一方で、自らが実施した実態調査にもとづき、実際の農民の声を拾い、それがどう実施され、どのような成果をあげたか、について分析した。統計だけでは示すことができない臨場感のある分析がなされている。これを受けて第三章では家庭生産請負責任制で出て来た集中管理が困難で効率が悪いといった問題点を補う農民專業合作社について分析した。先行研究と実態調査を整理・分析して「協力・調整型合作社」と「株式型合作社」の二つに分類し、どういった合作社が効率的に発展するか、順調に発展している合作社はどのような特徴があるか、を示す。第三章は本研究の中でも最も申請者の分析能力の高さと研究の独自性を表していると評価できる。

第四章では吉林省敦化市と遼寧省敦化市、日本の北秋田市の比較がなされた。日中共に直面している少子高齢化の問題や農村における人口移動の問題が実態調査やアンケート調査に裏打ちされて分析されており、人口増の政策を抽出し、また中国東北農村に見られる「断続的な労働力不足」に対処する策を提言する。これらを踏まえて、第五章結論では、中国の農業政策の流れを追い、2008年以降の中央一号文献からみる中国農業の問題点と政府の対応をまとめ、さらなる発展のための問題提起を行い、自身の論点をまとめると同時に、さらなる研究の広がりを示した。

本論文は丹念な資料整理と実態調査に裏付けられたもので、この点は審査員の評価が一様に高いものとなった。特に分析の方法として申請者自らの手で行った実態調査を軸にすえた点は、論文の独創性や実証の確実性といった面できわだった効果をもたらしており、評価できる。中国東北地方の吉林省敦化市が主たるフィールドワークの舞台であり、申請者は2018年から数回に亘って調査を続けている。さらに同じ東北地方であるが全く異なった特徴を持つ遼寧省盤錦市との比較や、日本の北秋田市との比較を通じて分析を深め、そこから申請者の独自の考察を行い、結論を導き出した。

実態調査はその土地の住民や行政関係者の協力なしには実行し得ないものであり、短期間でこれだけの調査成果をあげて分析に使用したことは、申請者自身のもつ人脈や背景を存分に活用した成果であり、他ではなしえない独自性を持つ。この点は何人も否定できないであろう。さらにいえば、申請者の実態調査は将来に亘り必ずや資料的な価値を増すものと思われる。広大な中国の一村一市に過ぎない調査であるが、積み重ねていけば、その価値を確実に増すことが予想される。

これらに見るように、本研究はテーマや分析の独自性、広がりにおいて申し分ないものを持っており、先行研究・文献資料・調査も可能な限り行われたと認められる。論文としての体裁も整っている。

本研究は申請者が中国人であるが故の研究テーマや方法の独自性が顕著である。それは本研究の価値を高めているのだが、一方で、中国人であるが故の限界も指摘される。例えば、文化大革命に関する記述は、ほとんどなされない。このため第一章の論述等に多少物足りない面が見られる。また中国の政策に関していたずらに慎重に書かざるを得なかったのではないかと思われる点がある。申請者の立場を考えるとこの点は審査員も了解せざるを得なかった。

しかしながらそのことで申請者の分析力や論述力に疑問点がつくわけではない。中国農業という中国研究の最も基本的な大テーマを相手に、地道に研究を続けてきた申請者の努力を高く評価したい。

## VI. 審査委員会結論

以上により、本審査委員会は、慎重・厳重な審査の結果、総合的に判断し、委員全員が一致して、学位申請者に対し、「博士（経済学）」の学位を授与するに値するものと認めた。